省令

○財務省令第八十一号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）の一部の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する省令（平成二十七年財務省令第七十四号）の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十月十六日

財務大臣　麻生　太郎

国家公務員共済組合法施行規則及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する省令の一部を改正する省令

（国家公務員共済組合法施行規則の一部改正）

第一条　国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第百十四条の二十一第一項中「都道府県知事又は住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の十第一項に規定する指定情報処理機関（以下「知事等」という。）」を「地方公共団体情報システム機構」に、「同法第三十条の五第一項に規定する本人確認情報（」を「住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報（同法第七条第八号の二に規定する個人番号を除く。」に改める。

第百十四条の二十三第一項、第百十四条の二十四第一項から第三項まで及び第五項並びに第百十四条の二十五中「知事等」を「地方公共団体情報システム機構」に改める。

第百十六条第三項中「知事等」を「地方公共団体情報システム機構」に改め、「住民基本台帳法第三十条の五第一項に規定する」及び「（以下「本人確認情報」という。）」を削る。

第百十六条の二第三項、第百十六条の三第三項、第百十六条の九第二項、第百十六条の十第二項、第百十六条の十一第二項、第百十七条第三項、第百十七条の三第二項、第百十七条の四第二項、第百十七条の五第二項、第百十八条第三項、第百十八条の三第四項、第百十八条の四第二項、第百十八条の五第二項、第百十八条の七第三項、第百十九条の四第一項、第百十九条の六第一項、第百十九条の七第一項、第三項及び第五項並びに第百十九条の九第一項及び第二項中「知事等」を「地方公共団体情報システム機構」に改める。

（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する省令の一部改正）

第二条　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する省令（平成二十七年財務省令第七十四号）の一部を次のように改める。

第二条第二項中「読み替えて」を削り、「第百四十一条第一項」を「第百四十条第一項」に改める。

第九条の表第百十四条第三項の項を次のように改める。

第百十四条第三項	請求者及び加給年金額の対象者	請求者
	都道府県知事又は住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の十第一項に規定する指定情報処理機関（以下「知事等」という。）	地方公共団体情報システム機構
	同法第三十条の五第一項に規定する本人確認情報（以下「本人確認情報」という。）	住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報（同法第七条第八号の二に規定する個人番号を除く。以下「本人確認情報」という。）

第九条の表第百十四条の三第三項の項を次のように改める。

第百十四条の三第三項	受給権者及び加給年金額の対象者	受給権者
	知事等	地方公共団体情報システム機構
	第一項第一号及び第四号	第一項第一号

第九条の表第百十四条の三の二第一項第三号の項の次に次のように加える。

第百十四条の三の二第二項	知事等	地方公共団体情報システム機構

第九条の表第百十四条の三の三第三項の項を次のように改める。

第百十四条の三の三第三項	受給権者及び加給年金額の対象者	受給権者
	知事等	地方公共団体情報システム機構
	第一項第二号及び第四号	第一項第二号

第十条の表第百十四条の十三第三項の項を次のように改める。

第百十四条の十三第三項	請求者及び加給年金額の対象者	請求者
	知事等	地方公共団体情報システム機構
	本人確認情報	住民基本台帳法第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報（同法第七条第八号の二に規定する個人番号を除く。以下「本人確認情報」という。）
	第一項第一号及び第八号	第一項第一号

第十条の表第百十四条の十五第三項の項を次のように改める。

第百十四条の十五第三項	受給権者及び加給年金額の対象者である配偶者	受給権者
	知事等	地方公共団体情報システム機構
	第一項第一号及び第四号	第一項第一号

第十条の表第百十四条の十六第一項第三号の項の次に次のように加える。

第百十四条の十六第二項	知事等	地方公共団体情報システム機構